

令和4年度統計法施行状況報告の概要

1. 令和4年度統計法施行状況報告の構成
2. 令和4年度における統計行政の主な動き
3. 公的統計基本計画の進捗状況
4. 統計法条文別実施状況の概要

令和5年7月

総務省政策統括官(統計制度担当)

1. 令和4年度統計法施行状況報告の構成

- 統計法施行状況報告は、統計法の規定に基づき、毎年度、各府省等が実施している統計調査等の状況を取りまとめ、公表するとともに、公的統計基本計画の推進状況について統計委員会に報告するもの
- 令和4年度統計法施行状況報告は、「第1部 令和4年度における統計行政の主な動き」、「第2部 基本計画」及び「第3部 統計法条文別実施状況」の3部構成
- また、今年度の報告は、第Ⅲ期基本計画(計画期間:平成30年度～令和4年度)に関連する事項の最後の取りまとめとなることから、この5年間の取組等について総括を行っている

(参照条文)

統計法

第55条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
 - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

(略)

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

2. 令和4年度における統計行政の主な動き

1 第Ⅲ期基本計画に係る取組の総括

- 各府省における第Ⅲ期基本計画に基づく取組により、公的統計の整備は着実に進展。一方で、社会経済情勢が変化する中で、公的統計を取り巻く課題は山積。また、公的統計の品質の確保・向上についても、今後、取組を本格的化していくことが必要。
- 公的統計を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、残された課題を含む各種課題の解決に向けて、今後とも、政府一体となって、社会や統計ユーザー等を第一に考えて取組を進めて行く必要がある。

2 第Ⅳ期基本計画の策定

- 統計委員会では、令和4年5月27日に第Ⅳ期基本計画の策定に向けた検討をスタートさせ、同年12月27日には「第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方」を取りまとめ、総務大臣に提出。
- その後、総務大臣により作成された第Ⅳ期基本計画の案が、令和5年2月1日に統計委員会に諮問され、同年3月7日の答申を経て、同年3月28日に閣議決定された。

3 公的統計の総合的な品質向上に向けた取組

- 令和4年8月10日に統計委員会が提出した「公的統計の総合的な品質向上に向けて(建議)」を踏まえ、各府省は総合的な品質向上に係る取組を計画的に実行中。
- 具体的には、統計作成プロセス診断の先行実施や「統計ガイドブック」の作成・配布などの統計作成プロセスの改善の取組、統計幹部職員研修の実施や統計データアナリストの認定、統計品質管理官の派遣などの人材確保・育成の取組、政府統計共同利用システムの改修や「統計基盤デジタル化推進会議」の設置などのデジタル化等に関する取組が進展。

3. 公的統計基本計画の進捗状況（平成30年度～令和4年度）

○ 第Ⅲ期基本計画に掲げられた事項は、各府省の取組により着実に進展。今後とも、第Ⅳ期基本計画に基づき、公的統計の整備を推進。

第Ⅲ期基本計画に係る進展のあった主な取組

テーマ	進展のあった主な取組	関連指標等(令和4年度)
国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○四半期別GDP速報(QE)及び年次推計の改善、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報及び生産側系列の四半期速報(生産QNA)の公表 ○基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠の取りまとめ、生産物分類の策定、経済構造実態調査の創設、経済構造統計の体系的整備等 ○行政記録情報等の活用による事業所母集団データベースの整備・充実、統計調査の回答の利便性を向上する取組である企業調査支援事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所母集団データベース <ul style="list-style-type: none"> ・利用件数 253件 ・重複是正実施率98.6%
ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○政府統計の総合窓口(e-Stat)の収録内容・機能充実 ○マイクロデータの利用に資するオンサイト利用の環境整備(オンサイト施設の整備、ポータルサイトの開設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○e-Statアクセス件数 <ul style="list-style-type: none"> ・40,218,670件 ○調査票情報の提供件数(法33条) <ul style="list-style-type: none"> ・2,492件
統計改善の推進に向けた基盤整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的品質管理の考えに基づくPDCAサイクルの確立、統計作成プロセスの改善、統計専門人材の確保・育成、職場風土の確立等の推進、中央統計機構による各府省への統計業務支援 ○オンライン調査の推進(約9割の調査で導入済)、政府統計共同利用システム(e-Stat、e-Survey)、事業所母集団データベースといった府省共通のプラットフォームの整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公表遅延件数 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹:1件 ・一般:16件 ○基幹統計調査のオンライン回答率 <ul style="list-style-type: none"> ・企業系:43.5%(各調査の平均値) ・世帯系:21.0%(同上)

今後の課題(第Ⅳ期基本計画に反映済)

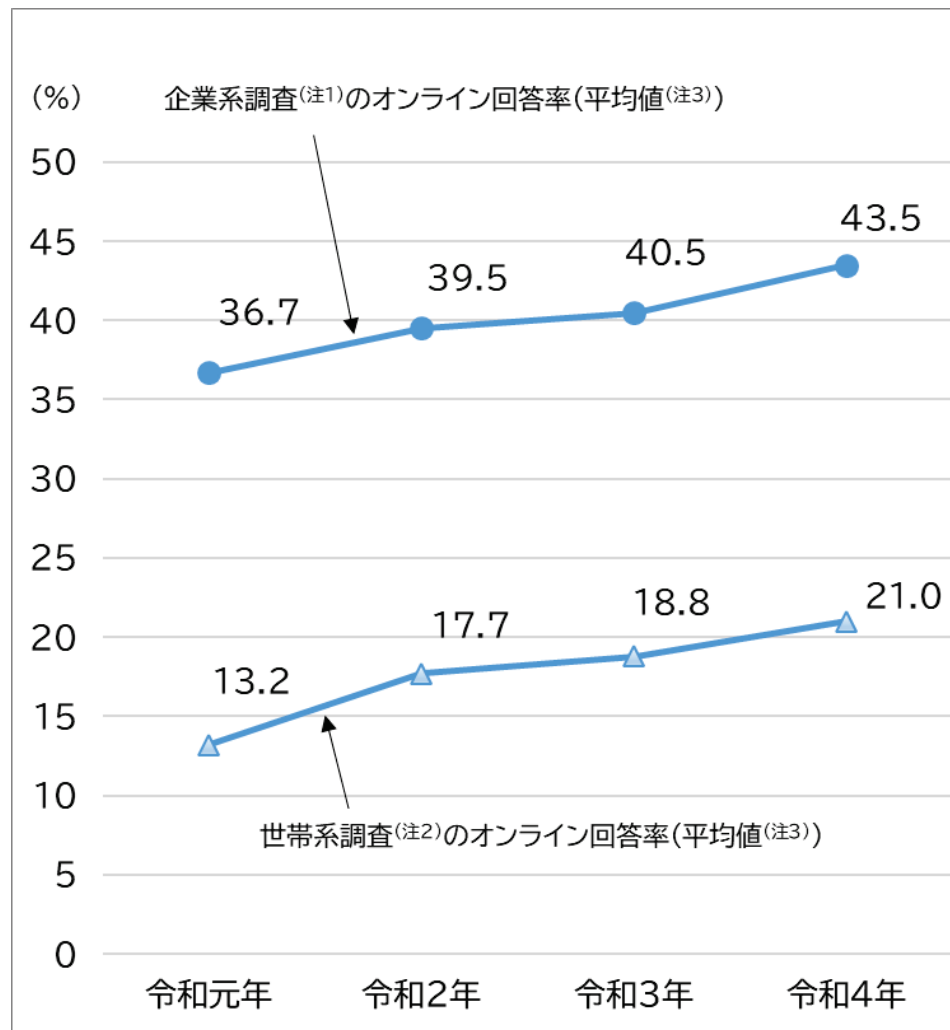
- 分配側系列の四半期速報の公表の可否、年次推計における分配面の精度向上、デフレーターの実証実験
- SUT体系への完全移行、デジタル化等の迅速な把握、サービス産業の月次の基幹統計の整備
- 事業所データベース情報の更新頻度の見直し、各種統計調査の役割分担の検討、重複是正の継続実施
- e-Stat掲載データの整備(機械判読化等)による利便性の向上
- マイクロデータの利活用の柔軟化や提供手続等の迅速化・簡素化、リモートアクセスの実証実験
- 統計プロセス診断(第三者監査)の計画的な実施、統計品質管理官、統計データアナリスト等による統計品質管理体制の充実
- 回答数に占めるオンライン回答数の割合の向上に向けたe-Surveyの改修(回答方法の多様化、コミュニケーション機能の追加)等、各府省での共同利用が可能な汎用集計ツールの開発

(参考) オンライン調査の推進状況

府省別統計調査のオンライン調査導入率(%)

府省等名	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2021年度)
内閣官房	-	-	-	100.0
人事院	75.0	100.0	100.0	100.0
内閣府	80.0	87.5	86.7	93.3
総務省	96.0	95.8	95.5	95.2
法務省	100.0	-	-	-
財務省	66.7	87.5	100.0	100.0
文部科学省	90.9	95.5	95.5	95.5
厚生労働省	61.3	74.0	71.8	72.1
農林水産省	95.0	100.0	100.0	100.0
経済産業省	100.0	97.1	100.0	100.0
国土交通省	90.9	92.6	92.2	94.0
環境省	88.9	75.0	83.3	83.3
合計	82.9	88.6	87.7	88.2

基幹統計調査のオンライン回答率の推移



(注1)主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査(主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く)のうちオンライン調査を導入している調査
 (注2)主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査(人口動態調査及び地方公務員給与実態調査を除く)のうちオンライン調査を導入している調査
 (注3)各基幹統計調査(調査系統等が複数ある場合は、各省から報告のあった単位で分割)のオンライン回答率(オンライン回答数/総回答数)の単純平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、実施されていても回答数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(注)統計調査数は、各年12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む。)。なお、各年12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

4. 統計法条文別実施状況の概要 (平成30年度～令和4年度)

統計法条文別実施状況(主要指標)(平成30年度～令和4年度)

項目		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	備考	
I 公的 統計の作 成	1 基幹統計	基幹統計の数	56	注1 53	53	53	53	注1 商業統計、特定サービス産業実態統計及び工業統計が経済構造統計に再編されたことに伴い、令和元年5月にこれら3つの基幹統計の指定が解除 注2 工業統計調査が経済構造実態調査に包摂されたことに伴い、令和3年7月に工業統計調査の中止が承認 注3 平成30年改正法※において、事業所母集団データベースの提供対象者及び提供対象となる調査が拡大 注4 平成30年改正法※により、法第33条の2の規定が設けられ、提供対象が拡大 ※ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律(平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行)
		基幹統計調査の数	50	50	50	注2 49	49	
		基幹統計調査の承認件数	24	35	32	24	17	
		基幹統計に係る作成方法の通知件数	3	2	1	3	1	
		公表を行った基幹統計の件数	44	46	43	39	42	
	2 一般統計調査	承認が有効な一般統計調査の数	228	220	211	209	205	
		一般統計調査の承認件数	79	97	86	83	89	
		公表を行った一般統計調査の件数	171	171	157	148	176	
	3 事業所母集団 データベース	事業所母集団データベース情報の利用状況	123	注3 245	218	262	253	
		重複是正の実施状況(実施率)	100%	87.7%	92.6%	94.7%	98.6%	
調査履歴登録の実施状況(実施率)		100%	99.3%	100%	100%	100%		
II 調査 票情報等 の利用及 び提供	1 調査票情報の 二次利用	調査票の二次利用件数(法32条)	613	674	657	674	629	
	2 調査票情報の 提供	調査票情報の提供件数(法33条)	2,740	2,218	2,384	2,447	2,492	
		調査票情報の提供件数(法33条の2)	-	注4 11	10	12	11	
	3 オーダーメード集計の実施	オーダーメード集計の結果の提供件数	22	35	19	26	21	
	4 匿名データの作成及び提供	匿名データの提供件数	49	26	32	21	46	
III 統計 委員会	1 統計委員会及び部会の開催実績等	統計委員会の開催実績	14	13	15	13	16	
		部会等の開催実績	49	57	34	41	30	
	2 評価分科会の開催実績等	評価分科会の開催状況	2	5	2	3	1	
IV その他	1 統計情報の提供	e-Statのアクセス件数	21,485,521	33,369,559	29,838,022	38,158,484	40,218,670	
		e-Statに登録されている統計の数	604	627	668	685	692	
		e-Statで提供される統計表数	約77.4万	約80.5万	約85.9万	約90万	約94.4万	

(参考) 公的統計基本計画とは

- ・ 現行の第Ⅲ期基本計画(平成30年度～令和4年度)は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、平成30年3月に1年前倒しで策定。(令和2年6月に一部変更)
- ・ 各府省は、第Ⅲ期基本計画の記載事項について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を推進

<第Ⅲ期基本計画の記載事項例>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数(C T I)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進

